

第2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

1 提出する必要がある者

平成23年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含まれます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った者です。

ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

平成23年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者

2 各欄の記入要領

記載欄名	記入すべき事項
① 支払を受ける者	【住所又は居所】欄 退職所得の源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記入してください。 【氏名】欄 役職名は、退職直前の役職名を記入してください。
② 区分	【上段】 平成23年中に他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記入してください。 【中段】 平成23年中に他からも退職手当等の支払を受けている旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記入してください。 【下段】 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため100分の20の税率を適用して所得税を源泉徴収した受給者について記入してください。
③ 支払金額	平成23年中に支払の確定した退職手当等の金額を記入してください。 この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。
④ 源泉徴収税額	平成23年中に源泉徴収すべき所得税の税額（上の③に対応する税額）を記入してください。
⑤ 特別徴収税額	平成23年中に特別徴収すべき地方税の税額（上の③に対応する税額）を記入してください。
⑥ 退職所得控除額	退職所得に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記入してください。
⑦ 勤続年数	退職所得に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記入してください。 （注）勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。
⑧ (摘要)	① 次の（イ）又は（ロ）に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。

記載欄名	記入すべき事項
⑧ (摘要) つづき	<p>(イ) 平成22年以前に、他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>(ロ) 平成22年以前に、その者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>② 平成23年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成19年から平成22年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合（前記①に該当するときは除く。）には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。</p> <p>③ 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた者については、㊦の表示をしてください。</p>
⑨ 支払者	退職手当等を支払った者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記入してください。

3 その他の注意事項

- 税務署へ提出する「退職所得の源泉徴収票」のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国（25 ページ【日本と情報交換の規定を有する国の一覧】参照）に住所（居所）がある者の「退職所得の源泉徴収票」については、同じものを2枚提出してください。
- 「特別徴収票」の提出先は、受給者の平成23年1月1日現在の住所地の市区町村です。
- 「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出期限は退職後1か月以内ですが、平成23年中に退職した受給者分を取りまとめて**平成24年1月31日までに**提出しても差し支えありません。
なお、「退職所得の特別徴収票」の市区町村への提出期限は、退職後1か月以内です。
- 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式ですので、税務署や市区町村に提出しなければならない受給者分については、同じものを3枚作成してください。
また、税務署や市区町村に提出する必要のない受給者分については、1枚だけ作成し受給者に交付してください。
- 「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後1か月以内にすべての受給者に交付しなければなりません。
(注) 「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、23ページ「給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について」をご覧ください。

4 記載例

平成23年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を受ける者	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2			
	平成23年1月1日の住所	同上			
	フリガナ氏名	(役職名) 専務 国税 二郎			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	10,000,000	50,000	54,000	36,000	
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					
退職所得控除額	800 万円	勤続年数	20 年	就職年月日	平成4年4月1日
				退職年月日	平成23年12月20日
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	名古屋市東区主税町3-18			
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-XXXX-XXXX			

(注) 1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している者の例です。

2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記入に当たっては、「平成23年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を記入します。

